

(案)

五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

1 趣旨

本要領は、「五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託

(2) 業務内容

五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 業務期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

ただし、運営開始は令和8年7月上旬を予定しており、契約締結の翌日から運営開始の前日までの間は開設準備期間とし、開設準備期間中に発生した費用は本委託料の対象外とする。

(4) 実施場所

五所川原市字大町506番地10 立俣武多の館 4階

(5) 委託料の上限額

53,709,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※「遊びの広場」は地域子育て支援拠点事業として実施するため非課税事業であり、「学びの広場」は課税事業であるため、金額の算定にあたっては両業務を区分し、課税対象業務のみに消費税相当額を加算すること。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

(1) 児童福祉事業等の運営実績があり、地域子育て支援拠点事業に関する業務及び中高生向けのフリースペースの管理業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人）又は民間事業者（以下「法人」という。）とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 公告の日において五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。

(案)

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(5) 市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に担当部署（福祉部子育て支援課）へ連絡すること。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年 8月 26日(火) から
(2) 参加申請受付締切	令和7年 9月 8日(月) まで
(3) 参加資格審査結果通知	令和7年 9月 10日(水) まで
(4) 質疑受付締切	令和7年 9月 8日(月) まで
(5) 質疑に対する回答	令和7年 9月 12日(金) まで
(6) 企画提案書等の提出締切	令和7年 9月 22日(月) まで
(7) 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年 9月 26日(金)
(8) 審査結果通知	令和7年 9月 29日(月) まで

5 参加申請手続き

(1) 参加申請書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。

なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 業務経歴書（様式第3-1号及び様式第3-2号）
- ④ 業務実施体制（様式第4号）

イ 提出期限

令和7年9月8日（月）17時00分（必着）

ウ 提出先

下記15と同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

※なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

オ 提出部数 原本1部

(2) 参加資格の確認等

上記3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年9月10日（水）までに参加資格

(案)

要件確認結果通知書（様式第 5 号）を電子メールにより通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

6 説明会

実施しない。

7 質疑・応答

企画提案書及び添付書類（以下「企画提案書等」という。）の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書

様式第 6 号のとおり

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 8 日（月） 17 時 00 分（必着）

(3) 提出先

下記 15 と同じ。

(4) 提出方法

電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(5) 回答方法

回答日において質問者及び参加申請書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、五所川原市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

8 企画提案書等の提出

参加者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類及び内容

① 企画提案書表紙（様式第 7 号）

※正本には、業者の情報がわかるように記載し、副本には、参加資格審査結果通知にて、指定する情報を記載すること。

② 企画提案書（任意様式。A 4 両面で企画提案の目的適合性に則ったもの）

仕様書に掲げる業務内容を各評価基準に沿った提案をまとめて提出すること

③ 業務工程表（任意様式。A 4）

④ 見積書（任意様式。経費の内訳のわかるもの）

※課税資産の譲渡時期による消費税の取扱いに留意すること。また、非課税事業及び課税事業を区分し、課税対象業務のみに消費税相当額を加算すること。

(2) 提出方法等

ア 提出期限

(案)

令和7年9月22日(月) 17時00分(必着)

イ 提出先

下記15と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

※なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

エ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

(3) その他

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 企画提案書等には、項目ごとにインデックス(目次やページ番号など)を付けるものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、五所川原市こどもの居場所運営事業業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション・ヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を次のとおり行う。

ア 実施方法

① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は提案説明20分以内、質疑応答(ヒアリングを含む)10分程度とする。

② 企画提案追加資料の配付は禁止するが、説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が、その他の機材は市が用

(案)

意するものとする。

- ③ プレゼンテーション等で使用する資料には、提案者が推測されることがないように配慮すること。
- ④ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- ⑤ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

上記5で示した、参加資格要件確認結果通知書により通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

別紙で示す審査項目及び評価基準に基づき審査及び評価する。

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

企画提案者が1者の場合、評価点の6割に満たなかった場合は候補者として特定しない。

1 1 審査結果の通知

- (1) 候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 候補者

イ 提案者全者の名称及び評価点

ウ 候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 候補者とならなかった者は、その理由について、書面により市長に対し説明を求めることができる。

1 2 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 候補者
- (2) 提案者全者の評価点（提案者名称は公表しない。）
- (3) 候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

1 3 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結

候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の業務委託契約に係る仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(案)

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額の納付を要する。ただし、五所川原市契約事務規則（平成17年五所川原市規則第53号）第33条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

1.4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出期限後の書類の差し替えは認めない。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 市は提出された企画提案書等について、五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出る恐れがある情報については特定後の開示とする。

1.5 担当（提出先・問合せ先）

〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1

青森県五所川原市福祉部子育て支援課

T E L : 0173-35-2111（内線2481）

F A X : 0173-35-3617（代表）

E-MAIL : kosodate@city.goshogawara.lg.jp